

令和 3 年 1 月 2 3 日

新潟交通圏準特定地域協議会  
設立準備会代表 佐藤友紀  
(一般社団法人新潟県ハイヤー・タクシー協会会長)

## 新潟交通圏準特定地域協議会開催の公表について

標記について、下記のとおり令和 3 年度第 1 回新潟交通圏準特定地域協議会を開催しますので、国土交通省策定準特定地域協議会設置要綱（モデル要綱）（以下「設置要項」といいます。）第 5 条第 1 2 項の規定（会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の 4 5 日前までにその旨を公表するものとする。）を準用し、開催案内を公表します。

なお、前の新潟交通圏準特定地域協議会構成員以外で、新たに、本協議会に構成員として参加を希望される方は準用する設置要項第 4 条第 3 項及び 4 項（注参照）に基づき、令和 4 年 1 月 2 0 日までに事務局あて別紙申込書にてお申し出ください。

### 記

1. 日 時 令和 4 年 2 月 1 8 日（金） 1 4 時 0 0 分 ～
2. 会 場 新潟市中央区鐘木(しゅもく)185-18 新潟テルサ  
(2 階 特別会議室 TEL025-281-1888)
3. 議 題
  - (1) 新潟交通圏準特定地域協議会設置要綱の設定（協議会立ち上げ）について
  - (2) 新潟交通圏準特定地域協議会会長の選任について
  - (3) 北陸信越運輸局長から照会のあった公定幅運賃に関する意見照会に係る回答案の検討について
  - (4) その他
4. その他  
議題は現時点での予定のため開催時には変更になる場合があります。

#### 【お問い合わせ先】

新潟交通圏準特定地域協議会 事務局  
(一社) 新潟県ハイヤー・タクシー協会  
TEL 025-241-8677 FAX 025-247-0655  
担当 佐々木  
新潟市ハイヤータクシー協会  
TEL 025-285-3613 FAX 025-283-5746  
担当 新田

(注) 準用する設置要項第 4 条第 2 項及び 3 項

3 協議会は、準用する設置要綱第 1 条 (1) ～ (4) (関係地方公共団体の長、タクシー事業者等、労働組合等、地域住民代表等) に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、同情の (5) ～ (9) (関係行政機関等) に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

# FAX 送信票

新潟交通圏準特定地域協議会構成員 加入申込書

## 【送信先】

新潟交通圏準特定地域協議会 事務局  
(一社) 新潟県ハイヤー・タクシー協会  
TEL 025-241-8677 FAX 025-247-0655  
担当 佐々木  
新潟市ハイヤータクシー協会  
TEL 025-285-3613 FAX 025-283-5746  
担当 新田

前の新潟交通圏特定地域協議会に構成員として参画されていた方は本書面の提出は不要です。

新たに、準用する新潟交通圏準特定地域協議会に、構成員として加入し参画しようとする方は令和4年1月20日(木)までにFAX又は郵送によりお申し出ください。

- ①  新潟交通圏準特定地域協議会へ構成員として加入を申し出ます。
- ② 新潟交通圏準特定地域協議会への構成員として出席の有無。  
( 出席します。 出席しません。 )  
※該当するにしてください。

○送信日 令和 年 月 日

○申出者氏名等

機関・団体名等 .....

住 所 .....

氏 名 .....

連絡先 .....

○記入者氏名等

所属・職名 .....

氏 名 .....

連絡先 .....